

一部負担金等免除申請書について(説明)

この申請書は、平成30年7月豪雨による災害により加入者が次の①～③の理由によりその生活が困難となった場合において、保険医療機関又は保健薬局に支払う一部負担金等について免除を受けるために必要な「一部負担金等免除証明書」の交付申請を行うための用紙です。

- ①住家が全半壊・全半焼・床上浸水またはこれに準ずる被災をしたため
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったため
- ③主たる生計維持者の行方が不明であるため

◎申請手続きについて

「一部負担金等免除申請書」に所定の事項を記入して必要な書類を添付し、学校法人等を経由して申請してください。

なお、任意継続加入者の方は、直接私学事業団に申請してください。

私学事業団では申請書の内容を審査のうえ「一部負担金等免除証明書」を交付します。

添付書類（写しでも可）

- ①住家が全半壊・全半焼・床上浸水またはこれに準ずる被災をした場合
・り災証明書

〔緊急時でり災証明書が間に合わない場合は、学校法人等代表者の証明するり災状況の申し立て及びり災証明書を添付できない理由並びに、後日り災証明書を提出する旨を明記した加入者の口述書（用紙自由）を提出してください〕

- ②主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
次の書類のうちいずれか一つ

- ・り災証明書（主たる生計維持者の死亡にかかる記載がある時）
- ・死亡診断書（死亡診断書のみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準ずる医師の証明書）
- ・警察の発行する死体検案書
- ・埋葬許可証
- ・り災により一か月以上の治療を要すると認められる旨の記載された医師の診断書

- ③主たる生計維持者が行方不明である場合

- ・警察等に行方不明者に関する届け出をしていることが確認できるもの

②と③の場合は、主たる生計維持者との関係を確認する為、以下の書類も併せてご提出ください。

- ・世帯全体の住民票又は健康保険証等
- ・生計維持関係が判別できる所得証明書

◎一部負担金等免除証明書について

加入者及び被扶養者が、私学事業団の交付する「一部負担金等免除証明書」を「加入者証」等に添えて医療機関等の窓口に提示することによって、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の免除を受けることができます。

**免除期間は、令和元年6月30日までを対象としていましたが、
以下の条件を満たす場合のみ、
令和元年12月31日受診分まで延長されることになりました。**

(平成30年7月豪雨発生時に、次の該当地域に住所を有すること)

都道府県名	地域名
岡山県	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、新見市
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、八幡浜市、西予市、松野町、鬼北町
広島県	坂町

◎一部負担金等の還付について

一部負担金免除対象者が、免除期間の間にやむを得ない事情により保険医療機関等に「一部負担金等免除証明書」を提示しないで、一部負担金を負担した場合は、私学事業団に「一部負担金等還付請求書」により請求を行うことにより、当該一部負担金等の還付を受けることができます。

既に高額療養費等の支給を受けている場合においては、当該支給された額を控除した額が還付されます。

注意事項

申請時において任意継続加入者の方は、学校法人等の証明は必要ありませんので、直接私学事業団へ申請してください。